

○建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等について（平成27年3月6日付け国地契第92号）

| コンサル | 工事 |
|---|---|
| <p data-bbox="174 268 1102 331"><u>建設コンサルタント業務等</u>の発注に当たっての<u>建設コンサルタント等</u>の選定方法等について</p> <p data-bbox="174 370 1102 561"><u>競争入札における入札参加者、公募型プロポーザル方式等における技術提案書の提出者等</u>の間に<u>競争</u>の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、<u>競争の公正性の確保</u>の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一の<u>競争</u>への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。</p> <p data-bbox="174 600 331 625">1. 実施事項</p> <p data-bbox="174 632 1102 791"><u>競争</u>の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一の<u>競争</u>への参加は認めないこととする。同一の<u>競争</u>に参加する複数の者（<u>設計共同体にあってはその構成員</u>）の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4に掲げる取り扱いを行うものとする。</p> <p data-bbox="174 829 277 855">2. 基準</p> <p data-bbox="197 861 860 887">以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。</p> <p data-bbox="188 925 358 951">（1）資本関係</p> <p data-bbox="174 957 1102 1117">以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（<u>会社法第2条第3号</u>の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（<u>会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。</u>）である場合は除く。</p> <p data-bbox="197 1123 1102 1187">①親会社（<u>会社法第2条第4号</u>の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合</p> <p data-bbox="197 1193 797 1219">②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p data-bbox="188 1257 358 1283">（2）人的関係</p> <p data-bbox="174 1289 1102 1385">以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。</p> <p data-bbox="197 1391 1003 1417">①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> | <p data-bbox="1133 268 1774 293"><u>工事</u>の発注に当たっての<u>建設業者</u>の選定方法等について</p> <p data-bbox="1133 370 2060 529">入札参加者間に<u>入札</u>の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な<u>入札の執行</u>の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、今般、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一<u>入札</u>への参加については下記のとおり取り扱うこととするので遺漏なきよう措置されたい。</p> <p data-bbox="1133 600 1290 625">1. 実施事項</p> <p data-bbox="1133 632 2060 759"><u>入札</u>の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一<u>入札</u>への参加は認めないこととする。同一<u>入札</u>に参加する複数の者の関係が、記2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、記4に掲げる取り扱いを行うものとする。</p> <p data-bbox="1133 829 1236 855">2. 基準</p> <p data-bbox="1155 861 1818 887">以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合。</p> <p data-bbox="1146 925 1317 951">（1）資本関係</p> <p data-bbox="1133 957 2060 1117">以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（<u>商法第211条の2第1項及び同条第3項</u>の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p data-bbox="1155 1123 2060 1187">①親会社（<u>商法第211条の2第1項及び同条第3項</u>の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合</p> <p data-bbox="1155 1193 1756 1219">②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p data-bbox="1146 1257 1317 1283">（2）人的関係</p> <p data-bbox="1133 1289 2060 1385">以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。</p> <p data-bbox="1155 1391 1908 1417">①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合</p> |

②一方の会社等^等の役員が、他方の会社等^等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の競争^{競争}の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公示等への記載

(1) 公募型競争入札等

公募型競争入札又は簡易公募型競争入札(以下「公募型競争入札等」という。)にあっては、公示及び入札説明書において、基準に該当する者(以下「基準該当者」という。)は指名しない旨を明示するとともに、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(2) 公募型競争入札等以外の指名競争入札

公募型競争入札等以外の指名競争入札にあっては、指名通知書において、基準該当者のした入札は無効とする旨を入札に関する条件として明示する。

(3) 公募型プロポーザル方式等

公募型プロポーザル方式又は簡易公募型プロポーザル方式(以下「公募型プロポーザル方式等」という。)にあっては、公示及び業務説明書において、基準該当者は技術提案書の提出者として選定しない旨及び基準該当者の提出した技術提案書を無効とする旨を明示する。

(4) 標準プロポーザル方式

標準プロポーザル方式にあっては、技術提案書の提出要請書において、基準該当者の提出した技術提案書を無効とする旨を明示する。

4. 基準に該当する場合の取扱い

(1) 公募型競争入札等

基準該当者は指名せず、指名後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする(基準該当者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

(2) 公募型競争入札等以外の指名競争入札

基準該当者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札^{入札}の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 公告等への記載

基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載することとし、入札参加者に入札に関する条件として明示するものとする。

(1) 一般競争入札にあっては公告及び入札説明書

(2) 公募型指名競争入札にあっては技術資料収集に係る掲示

(3) 工事希望型指名競争にあっては技術資料の提出を求める際に送付する資料

(4) 公募型及び工事希望型以外の指名競争入札にあっては指名通知書

4. 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する者のした入札(基準に該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。)は、入札に関する条件に違反した入札として競争契約入札心得第6条第9号に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

入札心得第6条第1項第11号に基づき、無効として取り扱うものとする。
ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

(3) 公募型プロポーザル方式等

基準該当者は技術提案書の提出者として選定せず、選定後、基準に該当する事実が判明した場合は、基準該当者の提出した技術提案書（基準該当者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合の提案書を除く。）を無効とする。

(4) 標準プロポーザル方式

基準該当者の提出した技術提案書を無効とする。
ただし、技術提案書の特定に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが参加を辞退した場合には、この限りではない。

5. 留意事項

競争入札において、参加希望者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、参加希望者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

また、その他の方式にあっても、競争入札に準じて取り扱うこと。

附 則

1. 本通達は、平成27年4月1日以後に記3に規定する明示を行った建設コンサルタント業務等より適用するものとする。

5. 留意事項

入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本通達を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。なお、基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、従来通り競争契約入札心得に則して厳正に対応していくこととする。

附 則

1. 本通達は、平成16年7月1日以後に記3に規定する明示を行った工事より適用するものとする。

2. 本通達は、公募型及び工事希望型以外の指名競争入札については、当分の間、適用しないものとする。

○「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等について」の実施について（平成27年3月6日付け事務連絡）

| <p>「<u>建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等</u>について」の実施について</p> | <p>「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の実施について</p> |
|--|---|
| <p>「<u>建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等</u>について」の実施について</p> <p>資本関係又は人的関係のある複数企業の同一の<u>競争</u>への参加については、「<u>建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方法等</u>について」（平成27年3月6日付け国地契第92号。以下「通達」という。）により通知されたところであるが、通達の実施に際しては下記により行うものとする。</p> <p>1. 基準の事実確認 通達記2の基準に該当することについて、外部から情報提供がある場合等疑義が生じた場合には、適切な資料を対象企業から提出させること等により、事実確認を行うものとする。</p> <p>2. 通達記2（3）の場合の事前の連絡について 通達記2（3）の基準に該当する可能性がある場合は、あらかじめ国土交通省大臣官房地方課へ連絡されたい。</p> <p>3. 標準記載例 通達記3に規定する<u>公示</u>等への記載に関して、<u>次に掲げる方式</u>にあつては<u>それぞれ次に掲げる</u>記載例により記載するものとする。</p> <p><u>（1）公募型競争入札等</u> <u>【公示の記載例】</u> 4. 指名されるために必要な要件 <u>（1）入札参加者に要求される資格</u> <u>③ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）</u></p> <p><u>【入札説明書の記載例】</u> 4. 指名されるために必要な要件 <u>（1）入札参加者に要求される資格</u> <u>③ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が</u></p> | <p>「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」の実施について</p> <p>資本関係又は人的関係のある複数企業の同一<u>入札</u>への参加については、「<u>工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等</u>について」（平成16年3月30日付け国地契第89号。以下「通達」という。）により通知されたところであるが、通達の実施に際しては下記により行うものとする。</p> <p>1. 基準の事実確認 通達記2の基準に該当することについて、外部から情報提供がある場合等疑義が生じた場合には、適切な資料を対象企業から提出させること等により、事実確認を行うものとする。</p> <p>2. 通達記2（3）の場合の事前の連絡について 通達記2（3）の基準に該当する可能性がある場合は、あらかじめ国土交通省大臣官房地方課へ連絡されたい。</p> <p>3. 標準記載例 通達記3に規定する公告等への記載に関しては、<u>一般競争入札</u>にあつては<u>以下の記載例</u>により、<u>またその他の競争入札にあつては以下の記載例に準じて</u>記載するものとする。</p> <p><u>【入札公告の記載例】</u> 2. 競争参加資格 (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）</p> <p><u>【入札説明書の記載例】</u> 4. 競争参加資格 <u>（9）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係が</u></p> |

ないこと（基準に該当する者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- (イ)親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 公募型競争入札等以外の指名競争入札

【指名通知書】

12 その他

(7) 入札参加者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合は、当該者のした入札を無効とする。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

- (イ)親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- (イ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ)親会社と子会社の関係にある場合
- (ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 公募型プロポーザル方式等

【公示の記載例】

2 参加資格

(1) 単体企業

- ④ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（業務説明書参照）

【業務説明書の記載例】

4. 提案書の提出者に要求される資格要件

- ② 技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(i) 親会社と子会社の関係にある場合

(ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(i)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他選定・特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 技術提案書の留意事項

(1) 技術提案書の作成上の基本事項

① 技術提案書の無効

プロポーザルは、調査、検討、及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書、又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、4. の資格要件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

(4) 標準プロポーザル方式

【技術提案書の提出要請書への記載例】

9. その他の留意事項

(4) 技術提案書の提出者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合は、当該提出者の技術提案書を無効とする。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他特定手続の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。